参考資料

独立行政法人農業者年金基金運営評議会設置運営規程

（設置）

第１条　独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）に独立行政法人農業者年金基金業務方法書第８条に基づき運営評議会を置く。

（目的）

第２条　運営評議会は、理事長の諮問に応じ、中期計画に基づく基金の業務の運営等に関する重要事項を調査審議する。

２ 運営評議会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができる。

（委員）

第３条　運営評議会委員（以下「委員」という。）は、農業者年金の被保険者及び学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

２　理事長が委嘱する委員は、１８名以内とし、農業者年金の被保険者のうちから委嘱される委員８名以内、学識経験を有する者のうちから委嘱される委員１０名以内とする。

３　理事長が委嘱する委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（運営）

第４条　運営評議会は、理事長が招集する。

２　運営評議会に会長を置く。会長は、運営評議会において、委員のうちから選挙する。

３　会長は、会務を総理する。会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

（庶務）

第５条　運営評議会の庶務は、総務部において処理する。

（公表）

第６条　委員会の議事概要については公表する。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、運営評議会の運営に関しては、会長が運営評議会に諮って定める。